

令和5年11月22日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
秋葉原支店 浜松町法人営業所出張所	東京都港区芝大門2丁目12番9号 （HF浜松町ビルディング3階）	東京都港区浜松町1丁目30番5号 （浜松町スクエア10階）	2023年12月11日

（2）変更の理由

2023年12月11日の支店開設に伴い移転するため。